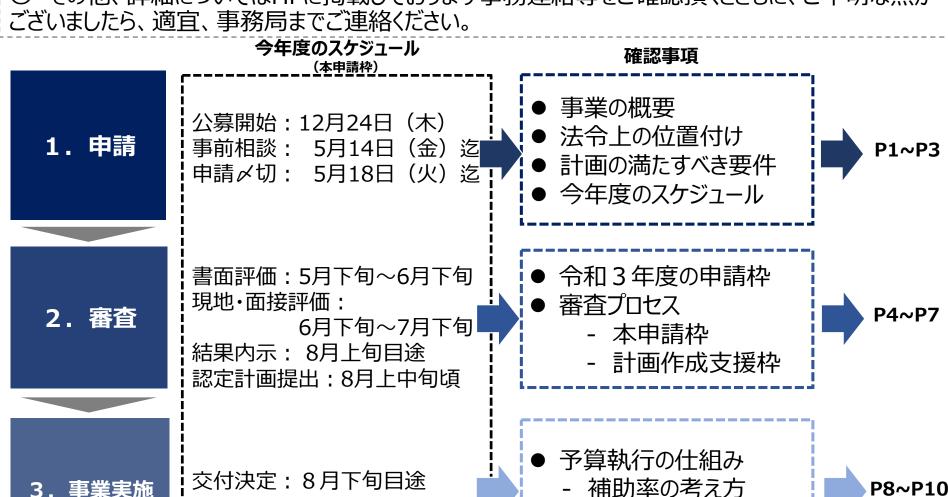


制度概要説明資料

令和2年12月24日

はじめに

- 本資料は、今後、本交付金事業への申請を検討されている団体の関係者を念頭に、事業の 制度概要について説明する資料です。
- その他、詳細についてはHPに掲載しております事務連絡等をご確認頂くとともに、ご不明な点が



事業実施

採択事業の伴走支援

1-1 本交付金予算の概要

地方大学 • 地域産業創生交付金事業 (内閣府地方創生推進事務局)

3年度概算決定額 内閣府及び文部科学省合計 97.5億円

- (2年度予算額 97.5億円)
- ・内閣府交付金分 : 72.5億円(地方大学・地域産業創生交付金22.5億円、地方創生推進交付金活用分50.0億円
- · 文部科学省計上分: 25. O億円

事業概要•目的

- ○地域の将来を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資 を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- ○このため、本交付金では「地方大学・産業創生法」に基づき、首 長のリーダーシップの下、地域の中核的産業の振興に向け、産官 学連携により、地域に特色のある研究開発や人材育成に取り組む
- 〇これらの取組により、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧 倒的な強みを持つ「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。

地方公共団体

地方公共団体を重点的に支援します。

地域における 大学振興・若者雇用創 出推進会議

大学等 産業界等

玉

<本交付金の取組>

- ・組織レベルでの産学官連携体制の構築
- ・研究開発と専門人材育成の一体的推進 ・海外連携等による研究力の強化
- 特色ある大学(学科再編等)づくり



地域における 産業・雇用の創出

事業イメージ・具体例

- 〇国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議(地方公共団体、大学、産業界等で構成)を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定します。
- 〇地方公共団体が申請した同計画(概ね10年間)について、国の 有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準(自立性、 地域の優位性等)により優れたものを認定し、本交付金により 支援します(原則5年間)。
- 〇地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を 踏まえ毎年度検証し、PDCAサイクルを実践します。
- 〇このほか、内閣府交付金の対象となる大学においては、文部科 学省計上分(国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総 合支援事業のうちの25億円分)を交付します。
- 〇令和3年度も、令和2年度に引き続き、「本申請枠」に加え、 評価委員や事務局等が申請団体に対し助言を行いながら、約半 年間かけて計画作成の支援を行う「計画作成支援枠」の2つの 枠で申請を受け付ける予定です。

資金の流れ(内閣府交付金)

交付金

(1/2, 2/3, 3/4)

地方負担については、地方財政措置を講じる

都道府県 政令指定都市 等

期待される効果

- 〇産学官連携による研究開発、専門人材育成等の取組の推進により、「キラリと光る地方大学づくり」を目指します。
- ○また、それにより、地域における若者の修学・就業が促進され、 東京一極集中の是正に寄与します。

1-2 法令上定める要件等について

- 本事業は、「地方大学・産業創生法」に基づく交付金です。地方公共団体が先導し、産学官で地域産業の創出とキラリと光る地方大学づくりに取り組むことを目的としております。
- 計画の認定にあたっての手続き・要件等が以下の法令等に定められております。

地方大学・産業創生法

基本指針策定、計画策定・認定、認定計画への交付金制度等を規定

- ○内閣総理大臣による基本指針の策定(文科・経産・厚労大臣へ協議)
- ○地方公共団体による、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の策定/計画案の策定等のため、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織
- ○基準に適合する計画の内閣総理大臣による認定(文科・経産・厚労大臣へ協議)
- ○認定地方公共団体に対する国交付金の交付 等

基本指針

(内閣総理大臣決定) (法第4条)

具体の認定基準、必須とすべきKPI、計画期間、PDCA等を規定

- ○自立性(自走性)、地域の優位性、KPIの妥当性及び実現可能性等の10項目の 認定基準を明記
 - ①産業の<mark>生産額等の増</mark>、②雇用者数の増、③専門人材育成プログラム受講生の<mark>地</mark> 元就職・起業数、④大学組織改革の実現等KPIを設定
- ○計画期間はおおむね10年。前半(原則5年間)を国が支援、後半は地域が自走
- ○認定地方公共団体は、毎年度事業に係るKPIの検証と事業の見直しを行う 等

その他

(制度・交付要綱、取扱い等)

質の高い取組の採択や、効果的・効率的な事業実施のための仕組み等を規定

- ○国の評価委員会において、書面評価・現地評価・面接評価の複層的な評価を実施
- ○円滑かつ確実な事業実施のため、各地域は首長を補佐する事業責任者を設置
- ○大学の参画要件(定員充足率85%以上等)を規定し、質を担保
- ○地方公共団体職員の人件費等の恒常的な経費や、施設・設備整備のみを主目的と する経費等は交付対象外。

1-3 計画の認定基準

- 基本指針に定める10項目の認定基準に沿って採択可否の判断を行います。
- 地域産業への波及や本気度のある大学改革を目指した取組を重点的に支援します。

①自立性(自走性)

- ・計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積 算が妥当であること。
- ・計画期間のうち、交付金による支援に頼らずに地域において自走する 期間における産官学の費用分担が明確で現実的であること。

②地域の優位性

- ・「地域の見える化」(※)の内容が妥当であること。
- ・上記に基づき設定した産業分野や計画に他地域と比較して優位性があること。
- ※地域の優位性を生かすため、各地域の産業、大学、雇用等の強み や課題を把握し、分析すること。

③KPIの妥当性及び実現可能性

- ・産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に係る K P I を適切に設定していること。
- ・地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与する ことが相当程度期待できる内容となっていること。
- ・K P I の検証と事業の見直しのための仕組みが整備されていること。

④地域全体への波及性及び大規模性

・計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。

⑤事業の先進性

・産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に関する先進的な計画となっていること。

⑥産業振興及び専門人材育成の一体性

・産業振興及び専門人材育成に関する各事業が相互に緊密な連 関を有していること。

⑦産官学連携の実効性

- ・計画の円滑かつ確実な実行に必要十分な産官学の各主体の参画を得ていること。
- ・各事業における産官学の各主体の役割分担が明確であること。
- ・首長がリーダーシップを発揮し、産学の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
- ・事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画に適切に 関与していること。
- ・推進会議に参画する大学が産業振興、専門人材育成及び大学組織改革を効果的かつ効率的に行う基盤を有していること。

⑧大学組織改革の実現可能性及び実効性

・国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」が期待できること。

9事業経費の効率的な運用

- ・計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費 積算が妥当であること(再掲)。
- ・事業内容に応じ、共用可能な研究施設又は設備等が活用されていること。

⑩実施スケジュールの妥当性

・計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見 込まれること。

2-1 本申請枠と計画作成支援枠について

○ 令和2年度より「本申請枠」、「計画作成支援枠」の2つの枠で申請を受け付けております。

		本申請枠※1年生			計画作成支援枠 _{※O年生}				
対象となる地方公共団体			既に計画作成が進んでおり、 より早い交付決定・事業開始 を希望する団体				計画作成を開始したが、評価委 員会や事務局の支援を踏まえて、 作成を進めたい団体		
申請から交付決定まで		約3カ月 (8月頃交付決定予定)			約10カ月 うち計画作成支援期間:約4カ月 (交付決定は翌年度からになります)				
申請時に必要な書	計類	•実	要説明資料 施計画 紙様式	ŀ			▪実施計画第	案の説明資料	‡
く申請・審査プロセス	>								
【本申請枠】	①事前相	談 -	②本審査 -		③法に基づく __ 計画申請	_	④計画認定・ 交付決定		
【計画作成支援枠】	①事前相	談	②計画実施 案の申請	-	③スクリーニン グ審査	ン	- ④計画作成 支援	一 ⑤ 本申請	
				(8	8計画認定・ 交付決定	_	⑦法に基づく計画申請	- ⑥本審査	4

2-2 「計画作成支援枠」の特徴

○ これまでの事業実績を踏まえ、従来、本事業にスムーズに採択されるような提案を行うことの難易度がかなり高く、さらに一度計画を作成し申請した後から、事業の改善に向けて評価委員会等からの指摘を踏まえて柔軟に計画を変更することが難しいこと等を勘案し、令和2年度より「計画作成支援枠」を設けております。

)
「計画作成支援枠」の特徴
初めの申請においては計画に係る骨子を記載した実施計画案を 提出し、評価委員会によるスクリーニング審査の後、評価委員会 及び事務局等からの指摘を約4ヶ月かけて実施計画に反映。
スクリーニング審査については首長の出席は求めず、計画作成支援後の本審査(面接評価or現地評価)において首長の出席を求める。
次年度からの事業実施となるため、本審査結果の内示後に議会との調整が可能。
申請手続きを容易にすることで、多様な分野や地域(地方公共団体)における申請確保を期する。
計画の作成段階から委員会等からの指摘を約4ヶ月かけて行うことで地方公共団体のより良い体制整備及び計画作成を担保。

2-3 審査プロセスについて(「本申請枠」)

○ 有識者からなる評価委員会(※)において、複層的な評価(書面・現地・面接評価)を実施します。

①公募フェーズ

※評価委員名簿については審査の公平性を担保するため 毎年度末の公表となります。

事前相談

- ・事務局において事前相談を受け付け、事業の満たすべき水準、地域としての自立可能なビジネスモデルの構築や、大学改革の方向性等について助言(専門調査機関も同席)
- ・申請までの事前相談は必須。

②審査フェーズ

通常

ーヶ月半 程度

通常 一ヶ月半

程度

事務局確認

・各申請書(実施計画書)につき評価委員会による書面評価の前に、事務局から自治体へ確認したい事項について質問を送付。自治体からの回答結果等を踏まえて、事務局と議論の上、専門調査機関が地域戦略、大学の強み・弱みの分析、評価のポイント等を含む「地域カルテ」を作成。

- ・評価委員会において、書面評価を実施の後、現地・面接評価に進むか判断を行う審議を実施。
- ・評点による評価だけではなく、事業の改善事項や、認定基準に沿った助言等も評価・審議。 (現地・面接評価に進めない場合は、この段階で審査結果を内示)

現地·面接 評価

書面評価

・評価委員会による現地評価及び面接評価を実施(首長の参加が必須)。事業の参画する責任者や学長、研究のキーパーソンの事業にかける本気度、研究開発・専門人材育成の実施体制の整備状況等について直接確認。その後、改めて採択可否の判断を行う審議(2回目)を実施。

内示

- 審査結果を内示。
- ・仮に不採択の場合でも、今後の再申請に向けた具体的な改善事項を通知。

認定計画提出

・内示において採択となった自治体は、委員会における指摘等を踏まえ認定計画を提出。

計画認定協議

・「地方大学・産業創生法」に基づく計画の3省協議(文科省、経産省、厚労省)を実施。

交付額精査 交付決定 (条件付与)

- ・交付決定等に先立ち財務大臣の承認が必要な経費に指定されており、交付の適正性をさらに担保。
- ・採択事業について、今後取り組むべき方向性・課題等を交付条件として設定。

2-4 審査プロセスについて(「計画作成支援枠」)

○ 有識者からなる評価委員会(※)において、スクリーニング審査(書面・面接評価)を実施します。

①公募フェーズ

※評価委員名簿については審査の公平性を担保するため 毎年度末の公表となります。

事前相談

- ・事務局において事前相談を受け付け、事業の満たすべき水準、大学改革の方向性、今後の計画作成にあたってのポイント等について助言(専門調査機関も同席)
- ・申請までの事前相談は必須。

②審査フェーズ

通常 二ヶ月

程度

事務局確認

・各申請書につき評価委員会による書面評価の前に、事務局から自治体へ確認したい事項について質問を送付。自治体からの回答結果等を踏まえて、事務局と議論の上、専門調査機関が地域 戦略、大学の強み・弱みの分析、評価のポイント等を含む「地域カルテ」を作成。

書面評価

- ・評価委員会において、書面評価を実施の後、面接評価に進むか判断を行う審議を実施。
- ・評点による評価だけではなく、事業の改善事項や、計画作成にあたっての助言等も評価・審議。 (面接評価に進めない場合は、この段階で審査結果を内示)

面接評価

・評価委員会による面接評価を実施。事業のキーパーソン等の事業にかける本気度や、研究開発・専門人材育成の実施体制の検討状況について直接確認。その後、改めてスクリーニング審査の採択可否の判断を行う審議(2回目)を実施。

内示

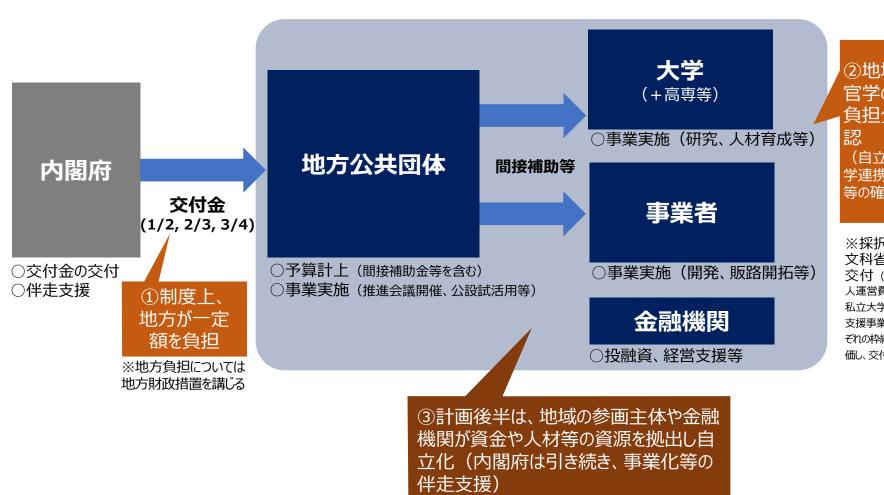
- ・審査結果を内示。
- ・仮に不採択の場合でも、今後の再申請に向けた改善事項を通知。

計画作成支援

・内示において採択となった自治体は、委員会における指摘等を踏まえ計画作成支援を開始。

3-1 予算執行の流れについて

- 〇申請者である地方公共団体に大学等における経費を含めて一定の補助率で交付します。
- ○従って、地方公共団体における地方負担分がある他、大学等へは間接補助となります。
- 〇地域の産学官の取組であることから、国費(交付金)に加えて、産学からの相応の自己負担分を確保するとともに、計画後半の自走化に向けた資金計画を立てることが求められます。



②地域の産 官学の自己 負担分を確

(自立性や産官 学連携の実効性 等の確認)

※採択大学には、 文科省計上分を 交付 (国立大学法 人運営費交付金及び 私立大学等改革総合 支援事業の内数。それ ぞれの枠組みにおいて評 価し、交付)

3-2 補助率・予算目の考え方について

- (目) 地方大学・地域産業創生交付金と(目) 地方創生推進交付金の2つの予算目から交付します。
 - ※ 本事業への申請に関連して「地域再生計画」の作成は不要です。
- 対象経費によって補助率(交付率)が異なります。

地方創生推進交付金 (計1,000億円)

地域再牛法に基 づき交付 【別制度】

(うち50億円)

地方大学•産業 創生法に基づき 一体的に交付

- 地方大学・地域産業創生交付金 (22.5億円)
- ○地方大学·地域産業創生交付金
 - =基盤構築分(1件あたり国費上限目安額:2億円)

)地;	方倉	川生排	隹	進玄	を付	金	舌月	別	ľ
	^								_

学・地域産業創生交付金 としている

=プロジェクト実施分(1件あたり国費標準額:5億円)

対象経費	交付率
①○計画推進 -計画を踏まえたアクションプラン等の策定及び計画の検証・見直しのための調査費等 ○推進会議運営 -事業責任者人件費、事務局運営費等 ○産官学連携構築 -産官学連携コーディネーター人件費等	1/2
②大学改革関係 -魅力ある大学組織改革につながる海外・国内からのトップレベル人材の招へい・研究環境整備等	2/3 (③に 該当しない場 合)
③先導的研究基盤の活用に向けた環境整備等	3 / 4 (③に 該当する場合)

対象経費	交付率
① <mark>産官学連携事業</mark> -スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営等	1/2
②大学組織改革による <mark>質の高い教育の提供、リスク</mark> の高い 先端研究等	2/3
③先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等	3/4

これらの対象経費を組み合わせ、国費 7 億円 (1件1年あたり) を上限とする範囲で、地方の産官学連携の取組を支援

3-3 事業の伴走支援について

○ 本交付金事業が国費支援終了後においても、地域や大学の資産となるよう伴走支援を行います。

事業1年目

事業実施

- ・定期的に各地域と事務局・専門調査機関で打ち合わせ(Web会議等)、フォローアップ
- ・地域毎に論点を絞りながら、現地訪問も含めて意見交換を実施。

翌年度 継続審査

- ・評価委員会による、各事業責任者へのヒアリングを実施。交付条件への対応状況等へ指摘・助言
- ・評価委員会の指摘を踏まえ、毎年度の事業額については事務局において精査。

2年目以降

交付決定 (条件付与)

・前年度の進捗状況に基づき、新たな交付条件を設定し、交付決定。

事業実施

・引き続き、各地域と打ち合わせしつつ、事務局として各地域の取組を丁寧に伴走支援 (2年目以降も、毎年、翌年度の交付審査の対象)

追加交付決定 (新条件付与)

・事業の進展が著しく投資効果が高いと考えられる場合は、必要に応じて、追加交付。

サイトビジット

・有識者によるサイトビジット(現地訪問)を実施。事業の進捗について確認を行うとともに、 更なる事業展開に向けたポイントをアドバイス。

継続審査

・評価委員会による、各事業責任者等へのヒアリングを実施。

3年目以降

・メリハリのある国費投入を図る中で、特に事業の自立化も見据え、評価委員会・専門調査機関と連携した伴走支援を実施。